

## 静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第9回本部員会議議事録

開催日時：令和2年5月5日（火）  
午後2時15分～2時55分  
開催場所：別館9階 特別第1会議室

### 【黒田危機管理部参事】

これより、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第9回本部員会議を始めます。  
進行を危機管理監にお願いします。

### 【金嶋危機管理監】

本日の会議は、昨日、国が緊急事態宣言の対象期間を5月31日まで延長したことを踏まえ、本県の実施方針を決定するために開催するものです。

それでは議事に入ります。(1) 政府の基本的対処方針の概要について、事務局から報告してください。

### 【酒井危機対策課長】

政府の基本的対処方針の対応について説明します。資料1を御覧ください。5月4日、政府の基本的対処方針等諮問委員会が開催され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき期間が、全都道府県を対象に、5月6日までから、5月31日までに延長されました。特定警戒都道府県で入れ替えはありませんでした。特定警戒都道府県においては、引き続き感染拡大の防止に向けた取り組みが必要であるとされた。それ以外の静岡県を含む特定都道府県においては、三つの密の回避を中心とした、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取り組みに段階的に移行するとされました。

5月4日に変更された基本的対処方針の内容です。(1) 外出を自粛、不要不急の帰省や旅行など、都道府県を跨いで人が移動すること、繁華街の接待を伴う飲食店等への年齢を問わず、外出の自粛を要請。(2) 催し物の開催制限、全国的かつ大規模な催し物の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止・延期等、引き続き主催者に慎重な対応を要請。比較的少人数のイベントについては、感染防止対策を講じた上で、リスクの態様に応じて適切に対応。

(3)、施設の使用制限、現にクラスターが発生しているような施設は、休業要請を検討。その他の施設は、基本的な感染対策の徹底を行うことで、再開することも可能。(4) 職場への出勤等。在宅勤務、時差出勤、自転車通勤等取り組みを推進。感染防止のための取り組みや3つの密を避ける行動の徹底。(5)、学校等の取り扱い。児童生徒の学習機会の保障のため、地域の感染状況と、感染症対策を踏まえ、再休校の体制確保を図った上で、段階的に活動再開。以上であります。

### 【金嶋危機管理監】

ただいまの報告について、質問等がありますか。

次に(2) 新型コロナウイルス感染症の県内の状況について、健康福祉部から報告してください。

### 【藤原健康福祉部長】

説明申し上げます。まず、資料2-1、県内の状況の概要でございます。5月3日現在の患

者の発生状況は、県内発生患者が73人、40人の方が退院したことから、33人が入院なさっています。なお、4月30日には、静岡市内において、残念ながら本県で初めての死亡例が発生しております。3番のPCR検査件数は2,897件。帰国者接触者相談センターでの相談受け付け件数は、3万2,839件。帰国者接触者外来受診人数は1,598件となっております。県内の感染動向および医療体制、今後の対策について説明します。

次ページ、資料2-2、静岡県の感染者・入院者等の推移でございます。青い棒グラフが入院者の動向であります。3月末から4月上旬にかけ、連日複数人が入院したものの、中旬においては、一旦ひとり、ないしはゼロという場合に低下しました。しかし、下旬におきまして再び複数人の入院がある状況となっております。これまで1日に複数人の入院となるケースは、家庭内感染のケースが多く、現在のところ家庭内以外での集団感染は発生しておりません。退院については赤い棒グラフでございます。4月上旬の感染者の退院が中旬から始まっております。入院から退院までの期間は最短で4日、最長で23日。平均在院日数は15日となっております。本県におきましては、新規の感染者の方は、原則としていったん全員入院するため、このグラフの中の累計感染者数、オレンジのものから、累計退院者数、ブルーのものを引いたグリーンの入院感染者数、これが現在入院している方の数となっております。その2週間は30人程度で毎日推移しております。この間に感染者の方が入院するための病床数でございますが、4月の8日以降、それまでの感染症指定医療機関の46床、赤紫のところ、に加え、一般病床154床を確保し、200床としたところであります。このため、現在のところは感染者の受け入れ能力は担保されております。しかし、今後の感染者数増加を見越し、軽症者用の療養者施設を、今月中旬にまで200室、下旬までにさらに100室確保し、合計300室体制としまして、感染者500人の受け入れ態勢を整えます。

ページをめくりまして、資料2-3を御覧ください。PCR検査を受けた方の陽性率の状況です。2月の23日までは0パーセント、2月24日から3月29日までは1パーセント台であったものが、3月30日から4月12日までは、約5パーセントで、4月13日から26日は2パーセント台となり、4月の27日から5月3日には再び5パーセント台となっております。PCR検査の対象は37.5度以上の発熱が、高齢者などについては2日以上、一般の方が4日以上続いた方など、症状として疑わしい方や、感染者の濃厚接触者など、陽性となる確度の高い方を対象に実施しております。平均で2.8パーセントという低い率でございますが、潜在的な感染者が広く市中にというような恐れは小さいのではないかと考えられます。しかし、4月中旬からは懸念される事態が生じ始めております。

次のページの資料2-4を御覧ください。第1に、感染経路の不明な患者が発生していることであります。4月16日に初めて、感染経路不明の感染者が確認されました。この赤い棒グラフでございます。4月21日以降、感染者数21人のうち、8人が感染経路不明の方であり、38パーセントとなっております。無症状病原体保有者の方を起点とする感染が疑われるところであります。第2に、死亡後のPCR検査により陽性が確認された事例が発生したことであります。この事例は感染経路が不明であるとともに、死亡する直前まで感染を疑えなかったものでございます。第3に、周辺各県の状況でございます。

1ページおめくりください。資料2-5。上の方を御覧ください。特に東京都・神奈川県に大幅な減少傾向が明確には見えておりません。東京都においては、先週には新たな感染者が100人を下回る日もございましたが、再び100人を超える発生数となっております。また神奈川県においては、やや減少しているものの横ばい傾向となっております。なお愛知県につきましては、4月25日以降大幅に減少しております。これまでの本県の感染者につきましては、感染経路を追った結果では、関東方面からの流入者を感染源とした事例が多くございます。とりわけ、関東方面からの流入の抑止、県民の、関東方面への移動の自粛は重要と考えます。

以上のことから、緊急事態宣言の特定都道府県となった時点と同様、県内における状況は、無症状者や軽症者を発端とした集団感染がいつ発生してもおかしくない状況であり、何とか移行期には踏みとどまっているものと判断されます。

このため今後の対策としては、次のことに取り組みます。5つございます。1つは、感染防止対策の徹底でございます。資料はございません。家庭内感染の防止策の決定、発熱したご家族が発生した場合の接触回避方法の徹底、それから医療機関、社会福祉施設のうち、入所施設における感染防止対策の徹底でございます。従業員を含めた発熱管理、休憩・食事時間の分散化を指導して参りたいと思います。2つ目に、感染者の早期発見体制の確立、地域外来検査センター設置促進、医療機関への入院患者の管理に努めます。それから3点目は、医療提供体制の確保でございます。軽症者の療養施設の確保について、今月中旬には200室程度の確保を目指しております。今月末までには県全体に300室を確保する予定でございます。4番目、医療従事者への支援でございます。最前線に対応している医療従事者の方々への支援策を検討いたします。最後、5番目です、衛生資材の確保と配布。医療機関、社会福祉施設、特に入所施設に対しまして優先的な確保を行います。マスク・ガウン・フェイスシールドについて、この連休明けから発注をしていくものと考えております。以上でございます。

**【金嶋危機管理監】**

ただいまの報告について質問等ありますか。がんセンター局お願いします。

**【小櫻がんセンター局長】**

がんセンター局であります。今回、医療現場からの意見ということで、3点ほど申し上げさせていただきますと思います。まず前回の本部員会議で決定いたしました感染症対策専門家会議、或いは感染症専門医協働チームについて、決定されましたが、これについては早急に、活動を活発化していただきたいというふうに思っております。特にその調整等の活動におきましても、例えば患者発生に伴う入院先の決定でありますとか、全県の病床の利用状況について、できるだけ見える化をしていただきたいというふうに考えております。実はまだ地域の医療機関におきましては、この感染症協働チーム等々についてその存在がまだ十分周知されていないんじゃないかというふうに聞いております。その役割を明示しまして、県内の医療機関にぜひ周知を図っていただきたいと。

2点目でありますけども、この調整の活動につきましてはですね、まだ十分その経過とか手順が非常に複雑ですね、長時間かかっているというふうに聞いております。例えば窓口を一本化するというようなことをですね、調整のスピードアップ、スピード化をぜひ図っていただきたいというふうに考えております。

3点目であります。先ほど健康福祉部長からもお話ありました通り、医療機関においてはまだ感染症の対策物品の調達補充が進んでおりません。がんセンターにおきましてはいち早く調達ルートを開拓いたしまして、物品の備蓄等を今進めているところであります。この備蓄の中から、県内の医療機関からいろんな支援の要望が出ておまして、それに対しまして現在供給を支援しているところでありますけれども、まだまだ多くの医療機関が、物品が不足しているという声が上がっておりますので、県においても、補正予算で成立いたしました物品の調達について早急に対応していただきまして、医療機関への支援ということでぜひお願いをしたいというふうに思っております。以上です。

**【金嶋危機管理監】**

他に質問等ありますか。

**【藤原健康福祉部長】**

ありがとうございます。医療機関の状況ということで御報告いただきました。専門家会議につきまして、実質的にはメンバーがそれぞれ情報交換して作業しているところですが、ちょっと形式的な立ち上がりが遅れまして誠に申し訳ございません。早急に形においても、立ち上げるようにいたします。県内の医療機関に対して、その存在の周知というところで、確かにそれは欠けているところがございます、反省しているところであります。医療機関に対して早急に周知してまいります。

物品につきましては、先ほど申し上げましたが、連休明けから発注をしまして、6月以降供給を開始したいと思っております。以上です。

**【本部長“知事”】**

重要な指摘がありましたね。せっかく専門委員会を立ち上げていて、専門的な御意見に応じる形で、我々策を講じているわけです。その存在がですね、県下に十分に周知されていない、というのは大問題です。今もう藤原君のところはきりきり舞いですよね。ですから、県を挙げて、これはふじのくにの防疫、疫病から国民・県民を守るということのためなので、きちっとした組織にして。しかしながら、専門委員会を立ち上げたのはいつでしたでしょうか。

**【藤原健康福祉部長】**

大丈夫でございます。週明けには、感染症対策専門家会議と協働チームの方は立上げます。

**【知事】**

このあとこちらに倉井先生に来ていただきましたね。倉井先生は言ってみればうちにとって尾身さんに当たる方です。ですから、常に意思決定と、科学的な知見というのは一体でなきゃいけない。ですから、それをまた同時にですね、県民に知らせないといけない。ましてや、医療関係者には知られていないといけないと、いうことでありますので、この点、すぐに迅速に動ける、組織体制を検討しましょう。きみは、今まで通り、今までの仕事で十分です。昨日も遅くまでやってたでしょう。とにかく、倒れたら大変だから、皆で一緒にやらなくちゃいけない。この件については、今まで危機管理監がやってくれてるけれども、やはりその医療関係、感染症関係は、従来の防災とは次元が違うところなので、それに応じた形での危機管理体制を立ち上げなくちゃいけない、というふうに思いました。どうもご指摘ありがとうございました。それから、山口建先生、いろいろと医療器具或いは医療に関わるご支援を賜っておりまして、改めてお礼を申し上げます。

**【金嶋危機管理監】**

それでは次に、議題(3)緊急事態宣言の延長を受けての静岡県実施方針(案)を議題にします。なお、この方針案は、先ほど説明があった国の対応方針及び本県の感染状況と医療体制の確保状況等を踏まえ、作成したものです。事務局から説明をお願いします。

**【山田危機政策課長】**

資料3を御覧ください。特措法に基づく緊急事態措置に係る静岡県実施方針、令和2年5月5日、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部。5月4日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の新たな基本的対処方針が発表されたことを受け、次の通り、新たな緊急事態措置を行う。1、措置を実施する期間令和2年5月7日木曜日から5月31日日曜日までとする。ただ

し、第一段階の措置は5月17日曜日までとする。5月18日以降の方針については、5月13日頃の本県及び近隣県の感染状況や国の専門家会議の検討結果等を踏まえ、第二段階の措置を決定する。2、措置の対象とする区域静岡県全域。3、実施する措置の内容、

(1) 新しい生活様式への移行継続。県民に対し、3つの密を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を要請する。事業者に対し、在宅勤務、時差出勤、テレビ会議等、接触機会を削減する対策の推進を要請するとともに、業種や施設の種別ごとに自主的な感染防止のための取り組みを要請する。

(2) 県民の外出の自粛要請。法第24条第9項に基づき、不要不急の規制や旅行など、都道府県を跨いで人が移動することを極力避けるように促すとともに、現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢を問わず、強く外出を自粛するよう協力を要請する。また、やむを得ず外出する場合でも、密閉密集密接の3つの密を避ける行動を徹底することや、テレワーク、時差出勤などに努めることを要請する。とりわけ特定警戒都道府県からの来訪者の訪れる可能性のある地域の施設については、3つの密を作らないことを強く要請する。

(3) 催し物等の開催の自粛要請等、法第24条第9項に基づきクラスターが発生する恐れがある催し物や集まりなどについては、開催の自粛を強く要請する。特に全国的かつ大規模な催し物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期することも含め、主催者による慎重な対応を要請する。なお、比較的少人数のイベント等については、感染防止策を講じた上で開催等適切な対応を可能とする。県立美術館など現在休館中の県有施設のうち、屋内運動施設以外の施設については、感染拡大防止対策等が整った施設から順次再開する。

(4) 県民生活に必要な業務の継続要請。県民生活を維持するために、事業の継続が必要となる業務として、政府対策本部の基本的対処方針に示された事業者に対し、措置を実施する間の業務の継続を要請する。

(5) 入居施設等の休業要請と協力金の支給。法第24条第9項に基づき、対象となる施設管理者に対し、感染拡大に繋がる恐れのある施設の使用停止等を要請する。休業要請期間5月7日から5月17日、休業協力金1事業者20万円。施設の種類、①遊興施設等②運動遊技施設。

(6) 隣県など社会経済的に繋がりのある地域の感染のまん延状況を踏まえて、市町が独自に実施する休業要請に対する支援。隣県など県外からの人の移動を抑制するため、県の対象施設以外で市町が独自に休業要請を行った場合、市町が事業者に交付した経費を対象に県が交付金で支援する。補助率2分の1、上限1事業者20万円。

(7) 医療提供体制。医療提供体制の維持に資するため、医師の判断に基づくPCR検査を積極的に実施する。特に手術を伴う入院患者、妊娠のために病院を受診している方については、PCR検査の実施を強く推奨する。

(8) 学校教育活動、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開するという、国の方針を踏まえた教育委員会による段階的な学校再開を支援する。

(9) 地産地消、バイズオカの推進。危機管理においては、自助、共助、公助が重要である。県内の生産者、販売者施設管理者等においては、需要の大幅な縮小によって大変厳しい状況、死活問題となっている。これを県民の共助で乗り越えていくため、県民に県産品の購入や県内施設の利用を呼びかける。その消費構造の変化変容は一時的なものとするのではなく、新しい暮らし方を静岡に定着させていく、バイズオカの実践をお願いする。

(10) その他休業要請の対象施設から除かれた施設や、現在自主的に閉館・閉店していた施設については、再開に当たり、国から示された施設に応じた感染拡大を予防するための工夫等

をもとに、3つの密を作らない努力を要請する。以上であります。

**【金嶋危機管理監】**

この方針案について、私から1点補足します。今の資料の資料3の9ページ以降に、国が示した施設、業種ごとの感染予防のための工夫等が記載されております。各部局におかれましては、所管する団体等へ周知、徹底をよろしくお願いいたします。

それでは、この方針案について、質問等がありますか。本部長。

**【本部長“知事”】**

この新しい生活様式という、新しい概念が、政府のほうから提示されたわけですね。そのなかには3つの密を徹底的に避けるとか、手洗いとか、等々ありますけども、この中でですね、ウイルス感染が克服されたあと、将来に繋がるものというのは、経済産業部長、どのあたりですかね。

**【天野経済産業部長】**

経済産業部ではですね、まずこのような事態を受けまして、緊急事態下の経済活動の維持ということで、4月補正予算に予算措置をして、非接触あるいは遠隔、例えば仮想のですね、店舗をウェブ上に設けて、そこへ集めるとか。あるいはオンラインで商談会をやるとか、こういう形で経済活動を維持していく。こういうことに注力して参りたいと思っております。

**【知事】**

このようにですね、在宅勤務とか時差出勤ですね。それからテレビ会議等が上がっておりますけれども。これは、コロナウイルスの感染が収束した後も、新しい働き方として、県民が享受できるものではないかと。こうしたものが言ってみれば、ポジティブなものとして、静岡型の生活様式と。先ほど新しい暮らし方ってのが出てきましたけど、静岡型生活様式としてですね、将来につなげるもの、今は例えば辛抱しろっていう、こういう形での新しい生活様式。つまり、ウイルスと共存しなさいという話ですよ。それはもちろんそうなんですけれども、そこから脱出した時に使える新しい生活様式の構成要因みたいなものも、積極的に作り上げていきたいと思っております。それから今回休業要請をするということになりまして、従来どおり、県としては2本立てですね。県としては一律20万円を17日まで。ご協力金として差上げると。それからまた、市町の実情に応じて、様々な休業要請をされてるところに対しては、限度20万円です。2分の1を差上げるとか、財源的には杉山君もしくは佐藤君、どうでしょうか。

**【佐藤政策推進担当部長】**

我々としたしましては、県の支援策を充実するために、まず国の支援というのが重要だと思っております。いま1兆円と言われておりますが、この交付金の増額を要望するところであります。それと、本件につきましては、コロナウイルス対策が最重要課題でございますので、国の交付金等が確保できない場合には、活用可能な基金を取り崩してでも、対応していきたいと考えております。以上であります。

**【本部長“知事”】**

杉山経営管理部長どうですか

**【杉山経営管理部長】**

市町におきましては、いろいろな考えがあると思いますが、特に県境にある市町に関しましては、いまだ危機感が強くございます。そうした意味で、協力金の支援という形は大変望ましいことかと考えております。

**【本部長“知事”】**

財源は大丈夫ですか。

**【杉山経営管理部長】**

財源につきましては、基金の中で、ほぼめいっばいだと思いますけれども、できる限りというところで工夫して参りたいと思います。

**【本部長“知事”】**

県としてはですね、17日までは、一律20万円、市町に対しては2分の1、上限20万円ということで、従来の方針を堅持するということでありましてけれども。これはカツカツのところですので、これ以上は目下のところではできないと。従って18日以降どういう事態になるにしろ、協力金の支給はできないと考えてよろしいですか。佐藤部長どうですか。

**【佐藤政策推進担当部長】**

はい。そのような方針で我々も進めていきたいと思っております。

**【本部長“知事”】**

経営管理部長いかがですか。

**【杉山経営管理部長】**

はい、了解いたしました。

**【本部長“知事”】**

そういう方針でやるということで、もう最後の土壇場。ただしですね、今回、昨日の総理の会見でも地方創生に係る臨時交付金について、言及がなかったんですね。これも全国知事会で、強く強く要求してるところであって、しかもかつ、自由度も高めてくださいと。権限はあなたがたに任せるから、とって、丸裸で行ってもですね、これ大変なことから、ですから今回17日までは、皆さんと一緒に足をかいて、頑張ると。そのところまでなんとでもですね、出口を見つけなくちゃいけないということですね。

それから一番最後に、地産地消バイズオカというのは、これ誰のアイデアですか。素晴らしいですね。バイズオカということで。これ副知事も何か言ってましたね。

**【出野副知事】**

買うだけのbuyバイ、だけでなく、byの寄り添うという意味も含めて、カタカナにしました。

**【本部長“知事”】**

そばにいるということですね。ですから、県外の人に来るのは仕方ないという方が来られませんが、物流とか等々で来れる人もいるかもしれませんが、基本的に観光であるとか遊興であるとか、娯楽のためには来てもらいたくない。しかし県内の自由な比較的自由な3密を

避ける形での行動をして、県内に少しでも血液の循環といいですか、資金の循環がゆくように、これがバイズオカですね。ですから遊園地とか或いは博物館とか、ちゃんと感染症対策ができれば、その中には例えば、動物園なんかも入ってくるかと思えますけれども。これらも、学習のつもりで出かけていくとかですね。そういうことを通して、動物は毎日、えさがないと生きていけませんからね。ですから、そうしたところにお金がかかることがはっきりしてるので、なるべくみんなですね、お金を使って、県内の事業者を助けると。助け合うと。こういうのがこのバイズオカってということで、これは新しいズオカ型のライフスタイルと。これは前向きに取り上げていきたいと。こういうふうに思いますが、よろしいですか。ありがとうございました。以上です。

**【金嶋危機管理監】**

それでは本部長、この方針により対応することといたします。

**【本部長“知事”】**

はい、了解いたします。

**【金嶋危機管理監】**

それでは次に（４）各部局からの報告についてを議題とします。教育長お願いします。

**【木苗教育長】**

静岡県教育委員会です。県立学校の対応について説明いたします。県立学校の対応についてであります。現在、休校期間を5月31日まで延長することとしております。先ほど決定した、静岡県実施方針を受け、県教育委員会としましては、5月13日の本県及び近接県の感染状況等を見極め県立学校の休校期間を5月31日より前倒しして再開することを検討してまいります。なお、再開にあたっては、感染予防に最大限配慮してまいります。以上であります。

**【金嶋危機管理監】**

ただいまの報告について質問等は、よろしいですか。それではそのほか報告等がありますか。

**【植田スポーツ・文化観光部長】**

スポーツ・文化観光部長植田でございます。先ほど静岡県実施方針の3の（3）でありましたけれども、県立美術館などの県有施設につきましての関係です。県有施設のうち、県立水泳場などの屋内の運動施設につきましては引き続き休館といたしますけれども、それ以外、県立美術館や各博物館、日本平夢テラス等や、県立の公園とそれ以外の施設につきましては、三密を避けるための徹底した感染拡大防止対策を講じた上で、準備が整った施設から順次再開をしてまいります。再開時期につきましては、その準備が整い次第すぐにとということで各施設ごとホームページ等で公表してまいります。以上でございます。

**【金嶋危機管理監】**

ただいまの報告について質問等よろしいですか。その他報告等ある部局、よろしいですか。それでは、本部長指示事項お願いします。

**【本部長“知事”】**

昨日、政府対処方針によりまして、緊急事態宣言の期間が5月31日までに変更されました。

静岡県は引き続き東京都など13の特定警戒都道府県以外の県となりました。政府方針では、県下における感染の状況を踏まえつつ、3つの密の回避を中心とした、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取り組みを段階的に移行していくこととされました。

本県の感染者は現時点で73人、入院中が33人となっています。収容病床数200床の範囲内にとどまっております。しかしながら、最近の感染経路不明者の増加、東西を特定警戒都道府県に挟まれている地理的要因を踏まえますと、隣接県からの人の移動には今後とも、きわめて厳重な注意が必要であると考えます。そこで、本県が次のステージに進むにあたり、現在実施している自粛の成果が判明する5月17日まで、他県からの流入が危惧される遊興施設、遊技施設、屋内運動施設について、引き続き休業要請を行います。

また、県外からの人の移動を抑制するために、休業要請を行う市町の取り組みも支援することといたします。ちょっと言葉をはさみますけれども、この屋内運動場ほか1,000平米以上、というふうになっていましたけれども、この点は、検討した結果1,000平米というくくりは、取っ払うということではよろしいでしょうか。ありがとうございました。

ですから、1000平米、例えば999平米となると、休業要請しても、何と言いますか、協力金をはじめられるんですね。だけど、それはもうしないってことで。1000平米という括りは、条件はクリアされました。

県民の皆様、事業者の皆様には、3つの密も徹底的な回避、手洗い、身体的距離の確保などの基本的な感染対策。そしてまた、テレワークや時差通勤、ウェブ会議等々生活様式の継続並びに推進をお願いすることとなります。屋内運動施設以外の県有施設につきましては、感染防止方針を定めた後、順次再開するように準備を進めてください。今後施設を再開される事業者の皆様には、国や業種組合がお示しします感染防止マニュアル等をご参考にしていただきまして、万全の対策のもとでの再開をお願いいたします。

また今後子供たちの学習機会の確保に向けた段階的な学校活動の再開を目指します。感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立。ヘルスとウェルスの両立に向けた正念場の取り組みが始まります。職員の皆様には、各部局が連携して、県民の皆様、事業者の皆様が感染防止対策を円滑に導入し実践できるように積極的に取り組んでください。

本県の医療体制につきましては、医療従事者の皆様の献身的な御尽力によりまして、PCR検査体制、受け入れ体制が維持されております。蔓延防止と、医療提供体制の確保が第1であります。最後の砦であります。今後、万が一医療機関でクラスターが発生するような事態となった場合には、再び厳しい行動制限や休業要請を行うことになりかねません。PCR検査の積極的な実施、防護服等の感染防止用品の確保など、医療提供体制の維持に全力を尽くしてください。PCR検査につきましては、今一日500件を超えることができると。承知しておりますけれども、やはりこれは、感染拡大を防ぐ、第一の手続きだということで、このPCR検査体制もですね、現下の状況だけじゃなくて、今後も、何が起こるかかわからんということで、PCR検査体制は引き続き、充実に努めていこうと思っておりますので、よろしく申し上げます。

現在県内の経済は需要の縮小で多くの方々が非常に厳しい状況に置かれています。危機の時におきましては、我々危機管理の先進県です。自助、共助、公助、これが必要です。共助としての県産品の地産地消、県内施設の利用など、県民の方たちが、県民の県民による県民のためですね、バイシズオカ運動、これに積極的に取り組んで参りましょう。そのようにまた皆さん方も御尽力ご支援ください。

緊急事態宣言の残りの期間をどのような方針とするかは、5月中旬頃、政府の方は5月14日、我々の方もその前後にですね、これを定めまして、本県感染者や隣県の状況等を勘案して再び判断することといたします。感染症対策が長期化することで、県民生活や県内経済に甚大な影響が出ています。常に職員一人一人が現場の声をしっかりと受けとめていただきまして、現場

で何が起きているのかをしっかりと把握してください。その上で、感染拡大防止に向けた取り組みはもとより、必要な経済支援、なかんずく生活支援などが一刻も早く、必要な方の手に渡るようにするなど、全庁を挙げて早急に取り組んで下さるようお願いをいたします。以上であります。

**【金嶋危機管理監】**

ありがとうございます。以上で会議を終了します。